

電子取引データの保存の実務について  
～保存方法を検討する～

電子取引データで電子データを保存するには、法令に定められた要件を満たす必要があります。法令遵守と効率化の観点から、今後の経理のデジタル化を見据えた準備を進めましょう。そこでは、専用の電子取引データの保存システムの利用を検討する必要があります。

## 電子取引データの保存には改ざん防止措置等が必要

令和6年1月1日から、電子取引データの電子データによる保存（以下、電子取引データの保存）について、2年間の宥恕措置が終了し、完全義務化されます。電子取引データの保存には、改ざん防止のための措置等、次の要件を満たす必要があります。



## (1) 改ざん防止のための措置（真実性）

以下のいずれかを満たすこと。

- ① タイムスタンプが付されたデータを受取る、または受け取ったデータに速やかにタイムスタンプを付す。
- ② 訂正削除履歴が残るシステム等を利用する。
- ③ 改ざん防止の事務処理規程を制定し遵守する。

## (2) 可視性・検索性

以下の全てを満たすこと。

- ① モニター、操作説明書等の備え付け。
- ② 日付、金額、取引先名で検索できるようにする。

## (3) 保存期間

法人7年（繰越欠損金がある場合は10年）、個人事業者5年

電子取引データの保存には、上記の要件を満たす「専用の保存システム」を利用することで、経理業務の負担軽減やデジタル化が図られ、メリットが大きいといえるでしょう。

「専用の保存システム」を利用しない場合は、電子取引の増加とともに、業務が煩雑になる上、電子取引データの保存期間中に記憶媒体を紛失するなどのリスクが大きくなります。

電子帳簿保存法は、これからのデジタル化社会における帳簿や証憑書類の電子データ保存のルールを明確に定めたものです。永続的な電子帳簿保存への対応という意味でも、専用の保存システムを利用するほうが良いでしょう。